

保育所の役割

- 1 理念・基本方針

1 - (1) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。

-1-(1)- 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。

【判断基準】

- a) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。

参考

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立されるとくに公益性、公共性の高い法人である。

社会福祉法

第3条（福祉サービスの基本理念）

「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」

第24条（経営の原則）

「社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」

児童福祉法

第39条 保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

保育所保育指針

第一章 総則

2 保育所の役割

- (1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する援助及び地域の子育て家庭に対する援助等を行う役割を担うものである。
- (4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

(1) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未

来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア)十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子ども様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ)健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ)人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育るとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ)生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ)生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ)様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

判断基準の考え方と評価のポイント

いかに法人の理念や考え方、保育所としての保育の方針が全職員に共通認識が図られているかが問われることになる。

1. 『保育所の理念、事業の目的及び基本方針』

法人の理念に基づいて、保育所の運営理念、保育の理念、基本方針等が明文化されているか。

社会福祉、児童福祉としての保育所運営、社会福祉施設としての保育所の存在意義、その考え方という基本的な立場を確認します。

2. 『全職員に向けて明示されており』 職員の共通認識を図る場』

保育の理念、基本方針といった基本的な考えや姿勢について、全職員は理解し、それに基づいて、保育がなされていることが必要です。

従って、どのような方法で職員に周知徹底しているのかを検証します。

共通認識を持つ機会

例 年度初めに確認している(園長等が説明・解説)、入職時に園長等が説明・解説している、毎朝唱和している、施設内に掲示され、いつでも見ることができる、研修会等で確認している、等々
理念や基本方針は、保育所の独自性、特色、特徴にも繋がるものであり、最も大切な部分である。

検証方法等

保育所の保育の理念や目的、基本方針等、明文化されたものを確認します。

職員に対して解説や説明を行った記録等(会議録、研修会、入職時の説明等々)を確認します。

職員のヒアリングにおいても確認します。

- 2 他機関との連携

2 (1) 他機関・団体等と連携する体制が整えられている。

-2-(1)- 他機関・団体等との協力関係が適切に図られている。

【判断基準】

- a) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第一章 総則

2 保育所の役割

- (3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する援助及び地域の子育て家庭に対する援助等を行う役割を担うものである。

第四章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

オ 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『連携することの意義』

・入所児童の保護者への援助は、日々の保育に深く関連して行われるものです。

・子どもを取り巻く様々な課題や問題が存在しています。また、単に保護者援助といっても一元的ではなく複合的な課題や問題を抱えている場合も多く、保育所の解決能力を超えている現状も認識しなくてはなりません。日頃から地域の専門機関との連携体制を構築しておく必要があります。

・いわゆる「気になる子」に対する、専門機関との情報交換や連携体制の構築も必要となります。

・あくまでも子どもの権利擁護のために、地域の社会資源との情報交換や連携体制の構築を考えます。

「連携」とは具体的にどの様に進めていけばよいのか。

2. 『職員の共通認識』

・子どもの権利擁護のためにいかに地域の社会資源と連携していくかということについて、全職員に周知徹底が図られているかが問われます。

検証方法等

保育所としての地域の機関、団体等との『連携の意義』に関する方針が明文化されているかを確認します。

職員の共通認識を図る場(保育所内研修、職員会議、クラス会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

地域の社会資源についての明確化、明文化。

連携している状況の記録を確認します。(情報交換会、ケース検討会議、訪問記録 等々)

- 3 保育所の社会的責任

3 (1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。

-3-(1)- 保育所の専門機能等が地域で活用されるための取り組みをしている。

【判断基準】

- a) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されていない。

参考

社会福祉施設は、地域の重要な社会資源の一つであるということです。

社会福祉法

第4条（地域福祉の推進）

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」

児童福祉法

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関する情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

保育所保育指針

第六章 保護者に対する援助

3 地域における子育て援助

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て援助を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

- (ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）
- (イ) 子育て等に関する相談や援助の実施
- (ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
- (エ) 地域の子育て援助に関する情報の提供

イ 一時保育

(2) 市町村の援助を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て援助に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『保育所の持っている専門的な知識や能力』

地域とのかかわりを深める方法として、保育所が持つ専門的な技術や情報、あるいは設備・施設・備品などを地域に開放し、提供することがあげられます。このような取り組みを積極的に行うことは、地域の人々の信頼感の醸成につながり、相互のコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。

・具体的には保育の各種技術等についての講習会や研修会、講演会などの開催。

・園庭開放や子育て相談。

2. 『職員の共通認識』

保育所の地域社会への様々な働きかけや取り組みについて、職員も認識する必要があり、また、職員もその取り組みに参画していくということからも、共通認識を図ることは必要なことです。

職員も保育所の姿勢、取り組みについて十分把握していることが問われます。

検証方法等

保育所としての社会貢献、地域貢献等の方針が明文化されているかを確認します。

職員の共通認識を図る場(保育所内研修、職員会議、クラス会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

3 - (2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。

-3-(2)- **保育内容に関する情報の提供を行っている。**

【判断基準】

- a) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について保育所の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について保育所の方針が明文化されていない。

参考

児童福祉法

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

保育所保育指針

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 保育内容に関する情報提供の意義・方法等』

保育所を利用しようとする者に対して適切かつ円滑に利用することができるように、その保育内容に関し情報の提供を行うよう努める必要があります。

情報提供をする意義については……

利用者が保育所を選択する上での的確な情報源となる。

地域にとっては広報啓発により、保育所の透明性を高め、信頼度がより高まる。

2. 情報提供』

情報提供： 情報化時代は、情報を得た人が優位な行動に移せる時代でもあります。しかし積極的に情報収集できる人もいれば、上手に集められない人もいます。上手に集められない人に、集めやすいお手伝いをしていくことが大切です。「こうした情報を探していませんか?」という意味で情報を提供していく。情報提供とは、誰に、何のために行うのか。情報提供の意味を考える必要があります。

パンフレット、HP等において利用者に分かりやすいような情報提供が行われているか。

保育所の特徴、特色が分かりやすく説明されているか。

保育の内容が分かりやすく具体的に説明されているか。

体験入園、見学等が可能か。

3. 職員の共通認識』

職員も情報提供に関して保育所の取り組みについて十分理解、認識していることが必要です。

検証方法等

保育所としての**情報提供に関する方針が明文化**されているかを確認します。

職員の共通認識を図る場(保育所内研修、職員会議、クラス会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

保育所の出しているパンフレットやHP等で内容確認します。 体験入園、見学等の記録も確認します。

-3-(2)- 保育の実施にあたり、保護者等に説明し、同意を得ている。

【判断基準】

- a) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。

社会福祉法

第76条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『重要事項等の説明』=保育のしおり

保育所のサービス内容についての重要事項が決められているか。

保護者に知らせなくてはならない事項とは。

保育の方針、目標、計画

職員の状況

保育の内容(日課、週、月、年間行事、お便り)

料金(早朝、延長、おやつ代、バス代金等(保育料以外の経費))

緊急対応(事故、災害等)

保険内容

苦情解決体制(責任者・担当者・第三者委員等)

保護者との共同作業・事業に関すること

(保護者会、懇談会、各種委員会、行事等の手伝い・作業、園外付き添い等々)

その他(保護者会の情報、治癒証明書等々)

2. 『意義・方法等』

保育所側からの一方的な説明、態度、押しつけではなく、保護者の意見も十分に聞いて、理解できないことや疑問については丁寧に説明し、十分理解を深めているか。

保護者との共通認識を持つような取り組みをしているか。

3. 『職員の共通認識』

職員も重要事項の説明に関する保育所の取り組みについて十分理解、認識していることが必要です。

検証方法等

重要事項の説明用の資料、様式があるかどうかを確認します。

説明者・日時・場所・説明内容について、明文化された記録で確認します。

職員の共通認識を図る場(保育所内研修、職員会議、クラス会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

3 (3) 実習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。

-3-(3)- **実習生・体験学習の受け入れが効果的に行われている。**

【判断基準】

- a) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。

参考

福祉の将来を担う人材を育成することは、事業者の社会的な責務の一つである。実習生を受け入れる場合、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要がある。

実習：保育士養成校の実習 ・体験学習：中学生の職場体験等

判断基準の考え方と評価のポイント

マニュアルの主な内容・留意点等

(1) 基本的な考え方の明示』

・保育所として、実習生、体験学習の受け入れの意義、目的等の明確化。

(2) 子どもの権利擁護の視点』

・子どもの人権を守るということを基本に考えて、受け入れの可否を保育所として考察検討することも必要です。

(3) 実習生に対する必要な事前説明』

・実習生、体験学習生に対する注意事項や留意点等をしっかりと明確にして置く必要があります。
・保育所の理念、基本方針、保育内容等についても併せて説明がなされているか。
・実習生・体験学習生の意向の確認。

(4) 実習や体験学習開始前に保護者への説明・合意形成』

・子どもの権利擁護の観点から、事前に実習生、体験学習生の情報等を提供して説明し、活動内容についての合意を得るような取り組みがなされているか。

(5) 実習生の受け入れに関する指導担当者』

・実習生、体験学習生を受け入れる体制として受け入れ全体を管理統括し責任を持って運営にあたる担当者の明確化。(受け入れについての連絡窓口、実習生の適切な配置、保護者への事前説明、実習生への事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録等)

(6) その他』

・ 守秘義務について、 実習生・体験学習生の責任について、 安全管理について、 具体的な活動内容、適切な配置について、 職員への事前説明の方法(内容)、 実施状況の記録等。

職員の共通認識』

職員も実習生や体験学習の受け入れに関して保育所の取り組みについて十分理解、認識していることが必要です。

検証方法等

マニュアルの有無及び内容の確認。 事前説明用資料の確認。 実習生、体験学習生への事前説明の記録の確認。 受け入れ記録の確認。 職務分掌(実習生の担当者)の確認。

3 (4) ボランティアの受け入れが適切に行われている。

-3-(4)- **ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。**

【判断基準】

- a) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- a) ボランティア受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。

参考

ボランティア活動は、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして位置づけることができる。保育所側の姿勢や受け入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合もある。

判断基準の考え方と評価のポイント

マニュアルの主な内容・留意点等

(1) 基本的な考え方の明示』

保育所として、ボランティアの受け入れの意義、目的等の明確化。

(2) 子どもの権利擁護の視点』

子どもの人権を守るということを基本に考えて、受け入れの可否を保育所として考察検討することも必要です。

(3) ボランティア に対するの必要な事前説明』

ボランティア に対する注意事項や留意点等をしっかりと明確にして置く必要があります。

保育所の理念、基本方針、保育内容等についても併せて説明がなされているか。

ボランティアの意向の確認。

(4) ボランティアの受け入れ前に保護者への説明・合意形成』

子どもの権利擁護の観点から、事前にボランティアの情報等を提供して説明し、活動内容についての合意を得るような取り組みがなされているか。

(5) ボランティアの受け入れに関する指導担当者』

ボランティアを受け入れる体制として受け入れ全体を管理統括し責任を持って運営にあたる担当者の設置が求められます。

担当者は、ボランティアに関する広報、登録の手続きの整備、ボランティアの連絡窓口、ボランティアの適切な配置、利用者や家族への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録等を行います。

(6) ボランティアからの疑問等について』

ボランティアからの疑問については、積極的に聞くことも求められます。

普通に行われているような慣習や業務内容等についても、外部の目からは奇異に映ることもあり得る。その場合には、真摯な姿勢で様々な疑問に耳を傾ける必要があります。

(7) 『その他』

守秘義務、ボランティアの責任、安全管理、ボランティア活動の具体的な内容、ボランティアに関する広報の仕方、登録の手続きの方法、適切な配置方法、職員への事前説明の方法 (内容) 実施状況の記録等。

『職員の共通認識』

職員もボランティアの受け入れに関して保育所の取り組みについて十分理解、認識していることが必要です。

『検証方法等』

ボランティア活動の記録等の確認。 マニュアルの有無及び内容の確認。 職務分掌 (ボランティア担当者) の確認。

『参考』

例) ボランティア活動記録票

氏名				住所		
年齢		職業			ボランティア保険 (加入 ・ 未加入)	
事前打ち合わせ		年 月 日 () : ~ :				
	内容					
	担当者名					
活動日		年 月 日 () : ~ :				
	活動内容					
	感想等					
	担当者記入欄					
活動日		年 月 日 () : ~ :				
	活動内容					
	感想等					
	担当者記入欄					
備考						

保育所の運営

- 1 事業計画

1 (1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。

-1-(1)- **保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。**

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されていない。

参考

保育所保育指針

第一章 総則

(2) 各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『保育の質の向上に向けた保育所としての・計画』

・保育所の経営面だけに視点を当てた計画ではなく、保育の質の向上を意図した具体的な計画。

・保育の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた子育て援助といったことも含めた目標(ビジョン)を明確にし、その目標(ビジョン)を実現するために、保育所の組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画。

・単年度の計画では解決出来ない課題について、中長期にわたる具体的な計画。

2. 『中・長期的な計画』

・中長期計画は、保育内容について改善課題を設定し、課題解決のための具体的な目標に沿って策定される必要があります。

・『中・長期計画』とは、保育所の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取り組みを示すもので、3～5年程度を指すものとします。

3. 『職員の共通認識』

・保育所の中・長期計画について職員全員が十分理解、認識していることが必要です。

検証方法等

中長期計画が明文化されているかを確認します。

職員の共通認識を図る場(保育所内研修、職員会議、クラス会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

-1-(1)- 中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 当該年度』

保育所としての年度計画を指します。

当該年度の保育所としての事業計画のポイント

- (1) 中・長期計画の内容が、具体的に反映されていること。
- (2) 単年度における事業展開が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること。
- (3) 単に行事計画になっていないこと。
- (4) 単年度における事業展開が具体的に示され、実行可能な内容であるか。

2. 事業計画』

- (1) 保育所の組織力や保育の質を高めるための具体的な計画 (事業経営 : 収益の増収計画等も含む) という視点。
- (2) 提供している保育の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた子育て援助の実施といったことも含めた目標 (ビジョン)。
- (3) 目標 (ビジョン) を実現するための組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等も考慮した内容。

検証方法等

当該年度の事業計画を確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々) の「記録」(会議録)を確認します。

参考 例) 当該年度事業計画 (イメージ)

		保育所	平成	年度事業計画
1.	基本計画			
	平成		年度は、.....	
2.	重点目標・課題			
	(1)	食育を積極的に推進する.....		
	(2)	保護者との協力関係を促進する.....		等々
3.	具体的な目標			
	(1)	クラス		
		0歳児...		
		1歳児...		等々
	(2)	給食		
4.	年間行事計画			
		4月	入園式	しおり配布
		5月		

- 2 体制及び責任

2 (1) 保育所の運営が適切に行われている。

-2-(1)- 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。

【判断基準】

- a) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。

職員一人ひとり、保育所という組織の中でどのような立場でどのような役割を担っているかを認識する必要がある。また、組織の中での責任の明確化と、全体での共通認識を図る必要性。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており

個々の職員の保育所という組織体制の中での分担や責任の所在が明確化され明文化されているか。

2. 職員の共通認識

どの職員が何の担当をしているのか、職務分掌に関して十分理解、認識していることが必要です。

検証方法等

個々の職員の職務分掌表、分担や責任の所在等が明記されたものを確認します。

会議録等で確認します。

保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

職員のヒアリングも必要となります。

参考 例)平成 年度 保育園職務分掌表(イメージ)

職名	担当者氏名	職務分掌・責任	備考
所(園)長		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の総括に関すること ・ 保育所事業計画の総括に関すること ・ 保育課程、指導計画の総括・指導に関すること ・ 予算、決算に関すること ・ 保護者からの相談に応じること ・ 苦情解決責任者 ……等々 	法人理事
主任保育士		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所事業計画に関すること ・ 保育課程、指導計画作成の指導に関すること ・ 保護者からの相談に応じること ・ 保健センター等の外部機関との渉外担当 ・ 保護者会に関すること(正) ……等々 	
保育士		<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳児クラス担任 ・ 保護者会に関すること(副) ……等々 	
保育士		<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳児クラス副担任 ・ 夏祭りに関すること ……等々 	

-2-(1)- 引き継ぎは適切に行われている。**【判断基準】**

- a) 引継ぎについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 引継ぎについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 引継ぎについて保育所の方針が明文化されていない。

申し送り引継の重要性は、子どもの権利擁護(事故防止、生命の危険等)という観点からは必要最低限のものであり、当然どの保育所でも適切に行われていると思われるが、ここでは保育所としてその方針や方法がいかにか具体的に明示され周知されているかが求められている。

判断基準の考え方と評価のポイント**1. 引継ぎについて保育所の方針が明文化されており』**

あくまでも、保育所としての考え方がまとめられているか・という視点。

・申し送り 引き継ぎのあり方、方法、留意点等がまとめられ、明文化されているか。

2. 職員の共通認識』

新人も中途採用職員、非常勤等の職員も引き継ぎに関してその保育所の取り組みについて十分理解、認識していることが必要です。

検証方法等

引継ぎに関する保育所の方針が明文化されたものを確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

- 3 経営状況の把握

3 (1) 保育所の経営環境の変化等に対応している。

-3-(1)- 保育所の経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。
- c) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況の分析的な把握も改善に向けた取り組みを行っていない。

安定した保育所の経営は保育の質の向上のための基盤となるものである。ここでは、保育所の経営状況を具体的に把握、分析する方法が確立されているが求められている。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 保育所の経営を取りまく『環境』

事業経営の基本として、外的な動向を的確に把握するための取り組みを具体的に行っているかを評価します。

- (例) 保育制度の最新の動向。
マーケティングの視点にたった保育事業全体の動向。
地域での子育て援助に関する需要の動向。
必要とされる保育のニーズ。

2. 経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行い、』

経営的な観点から保育所の状況を把握・分析することは経営の基本であり、決して人員の削減や経費の削減といったもののみを指すものではありません。

外的な動向等の中から把握された問題点や課題点を基に、保育所の経営状況を把握・分析すること。

経営状況の把握・分析のための方法が組織として確立されているかということが大切です。

分析された内容は、法人の理事会における説明資料となり、また、職員に知らせる、説明する為の資料にもなります。

3. 職員の共通認識』

保育制度等の動向等の中から現在置かれている自分たちの保育所の存在意義や今後の方向性について、情報提供等を行い、客観的な判断の下、職員全体の意識の共有化が図られているか。

経営上の課題を解決していくためには、現場の職員の意見を聞くことや職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取り組みが必要です。

検証方法等

保育を取り巻く環境や自園の経営状況等を分析的に把握しているかを確認します。

全職員に分かりやすくどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々の記録)(会議録)を確認します。

職員のヒアリングにおいても確認します。

- 4 人事管理

4 (1) 人事管理の体制が整備されている。

-4-(1)- 保育の質を確保するための必要な人材に関するプランが確立している。

【判断基準】

- a) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていないが、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制』

保育所の方針や計画に沿って保育の質を確保するための必要な職員数、体制、保育に求められる職員の資質・能力など具体的な考え方・プランがあり、それを検討する仕組み、体制があるか。

新たに増員することだけを考えるのではなく、現有の限られた人員の中から、どのようなクラスやフリー保育士等の職員配置が適当なのかを考察する体制。

例) 管理者を中心とした検討体制。

現場の声を管理者が聞く等、現場の状況を把握しながら、職員参加で保育の質の向上のための人員等の体制の検討を行っているか。

2. 『職員の共通認識』

保育の質の確保に繋がっていく人員体制は、どのような体制がベストなのかを考察し、その結果について、職員の共有化を図ることも必要となります。

検証方法等

保育の質の向上のための検討体制(会)はどのように整備されているか確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

職員ヒアリングでも確認します。

-4-(1)- 人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。

【判断基準】

- a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

組織において意図的な人材育成を推進していくうえで、職員に対して公正で確かな評価が行われているかどうかは、職員の仕事に対する意欲にも大きく影響を与えることとなる。

人事考課制度

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『人事考課』

民間のコンサル会社等と契約して本格的な人事考課を行う事だけを指すではありません。保育所独自で検討し、その方法で行うことも可です。その場合には以下について留意する必要があります。

方向性

職員の職務遂行にあたっての能力と行動及びその結果を
評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価し
その結果を記録し、活用すること

目的と役割

人材の能力開発、
公正な職員処遇を実現すること
個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つこと

2. 『客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組み』

・人事考課で捉える「能力」とは、あくまでその組織における職業人としての能力であり、人間としての能力と
か、人間としての標準的価値を問うものではありません。

・人事考課において、絶対評価の物差しとしての基準の明確化が求められます。

評価するときの「一定の基準」については、管理者だけで考えるのではなく、職員も参加して作成する必要性
もあります。

組織の定める人事考課の基準や客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取り組みを行っている
かを具体的に確認します。

検証方法等

人事考課の基準で確認します。

職員ヒアリングでも確認します。

その他明文化されたもので確認します。

4 (2) 職員の就業環境に配慮がなされている。

-4-(2)- 職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。

【判断基準】

- a) 職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり職員をサポートする仕組みが構築されていない。
- c) 職員の就業環境や意向を把握していない。

保育の内容を充実させるためには、保育所としては、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められる。モチベーションを高めていくような仕組みを整備するべきである。そのためには、職員の就業状況や意見・意向を把握し、その結果を分析・検討・改善していく組織的な仕組みが必要である。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『職員の就業環境や意向を定期的に把握』

職員の就業環境：有給休暇の消化率、時間外労働等の就労状況。

また、組織内の職員の間関係の把握も含まれる。

意向：職員が意欲的に取り組めるような状況を作り出すために、職員の仕事上での意向（異動や仕事内容）を把握するような視点。

職員が自分の持っている能力や技能を活かして仕事出来るように職員との話し合い。

定期的に把握：(例：年1回の管理者による職員からのヒアリング)

2. 『改善に向けて職員をサポートする仕組み』

職員が相談しやすいような、組織的な取り組みを行っているか。

希望があればカウンセラー等の相談の専門家を確保しているか。

把握された職員の意向等を検討するような場が設けられているか。

検証方法等

職員の意向調査等の記録で確認します。

サポートする仕組みについて、明文化されたもので確認します。

職員ヒアリングでも確認します。

-4-(2)- **福利厚生事業に取り組んでいる。****【判断基準】**

- a) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しており、かつ組織として独自の福利厚生事業を明文化しており、職員に説明する場を設けている。
- b) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を明文化していない。
- c) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入していない。

判断基準の考え方と評価のポイント**1. 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入し**

県単共済事業(県社協)あるいは福利厚生センター(ソウェルクラブ)等に加入していることを前提とします。

2. 組織として独自の福利厚生事業を明文化

保育所としての独自の福利厚生事業を行っているか。

実施されることの根拠が明文化されているか。以下の例について、やっていることについてその根拠が明文化されているかどうか。

福利厚生の内容が就業規則に明文化されているか、または、福利厚生に関する規程類等が整備されているか。

参考 福利厚生

企業における福利厚生は、従業員の総合福祉の向上を目的として、賃金とは別に企業が従業員およびその家族に対して行う施策、制度のことをいいます。従業員の生活の向上、労働能力や労働意欲の向上を図る目的で設けられているもので、社宅の提供や健康診断の実施など、広い範囲のサービスを総称しています。

企業が福利厚生を行うのは、賃金、労働時間、その他休日・休暇といった基本的労働条件ではその内容の向上がむずかしいと考えられる従業員の日常一般の経済生活面の問題を、企業が多面的にカバーしていくことにあるといえます。つまり、従業員およびその家族の経済生活環境を整備し、さらに安定充実させ、また心身の健康の維持増進を援助する施策を行っていくことで、結果的に労働生産能率の向上や労使関係の安定、労働能力の保全、労働力の確保・定着などを図ることを目的としています。

福利厚生制度は、法律で義務づけられた「法定福利制度」と、企業が独自に設定している「法定外福利制度」に分けられます。

法定福利制度

法律に定められた福利厚生制度で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などが含まれます。企業には社会保険費として拠出が義務づけられています。

法定外福利制度

各企業が自由に決められる福利制度全般を指します。代表的な例として、次のようなものがあります。

住宅に関する補助制度

法定福利制度の医療・生活補助の上積みとなる医療・保険制度

慶弔見舞金制度・共済制度

保険・文化・教育・レクリエーション補助

食事に関する補助

財産形成に関する補助

検証方法等

福祉厚生事業に関して明文化されているもので確認します。

職員に説明した記録等を確認します。

保育の内容

-1 子どもの権利擁護

1 (1) 子どもの人権に配慮している。

-1-(1)- 子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができている。

【判断基準】

- a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を周知していない。

参考

保育所保育指針

第一章 総則

2 保育所の役割

- (1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『児童の権利条約等、権利擁護に関する情報』

(参考1)条約・出版物等

- ・「児童憲章」・「児童権利宣言」・「児童の権利に関する条約」
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」等
- ・「子どもの権利を擁護するために」(厚生労働省監修：日本児童福祉協会)
- ・「子どもの権利ノート」(各県児童養護施設作成版)

(参考2)機関等

県内児童相談所・弁護士会・虐待防止ネットワーク

2. 『職員の共通認識』

子どもの権利擁護についての研修会、学習会等を開催し、資料の読み合わせ、事例検討、ディスカッション等を行い、意識を高めます。

定例の職員会議において、子どもの権利擁護についての事例検討、ディスカッションを行います。

人権についての意識を高めるような取り組み。

検証方法等

配布した資料等を確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

-1-(1)- 子どもとの不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。**【判断基準】**

- a) 子どもとの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されており、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもとの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。
- c) 子どもとの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルの整備が十分ではない。

参考**保育所保育指針****第一章 総則****4 保育所の社会的責任**

- (1) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない。

判断基準の考え方と評価のポイント**1. 『不適切な関わり』**

子ども的人格を辱めるような行為

言葉による脅し、侮辱、無視、放置、給食を与えない、適切な休息を与えない、性的な虐待、長時間同姿勢をとらせる、はたく、殴る蹴る等の体罰 等々

2. 『マニュアル』:不適切な関わりの明示含む

- (1)子どもの権利擁護についての基本的な考え方について。
- (2)不適切な関わりについて 具体例
- (3)虐待(体罰)の発生、疑われる場合の対応 体制整備について
- (4)自尊心への配慮について
- (5)点検 検証体制について

職員の子どもとの適切な関わり方について明文化されているか。

・不適切な関わりとはどのようなものかが明示されているか。

・不適切な関わりについての様々な事例。

しつけと体罰との違い :どこまでがしつけでどこまでが体罰なのか。

・どのようなことをしてはいけないのかを職員で共有化できるような内容。

3. 『共通認識』

職員会議等で事例検討を行うことやマニュアル等に基づいて、問題行為等の発生防止を常にチェックすることも必要になります。

・しつけと考えられていることが実は体罰であることも多々あるので、しつけと体罰の捉え方について常に検討考察することが大切となります。

検証方法等

マニュアルの有無を確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

-1-(1)- 保育所内虐待等(拘束、暴言、暴力、無視、放置等)に備えた対応方法が定められている。

【判断基準】

- a) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策が定められている。
- b) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策は定められていない。
- c) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化され

施設の規程類(就業規則、服務規程、管理規程、内規、等々)の中に人権侵害(虐待関係)についての禁止・罰則について明文化されているか。

2. 虐待等が行われたり疑われたりした場合

体罰が実際に行われた場合のみではなく、体罰の疑いがある場合も想定しているか。

3. 対応策が定められている

対応策(調査委員会の設置、家族への説明、当事者への補償等)が明文化されているか。

調査委員会の設置要綱、規程等があるか。

家族への説明方法(説明責任者、文書様式、説明の手順等)について決められているか。

検証方法等

虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されているかどうか確認します。

対応策(調査委員会の設置規程等、補償内容、説明のマニュアル等)について明文化されたものがあるかを確認します。

参考 例 就業規則に明示する場合(理事会の承認を経て施行)

第3章 服務

(遵守事項)

第21条 職員は職務に従事するにあたり次の事項を守らなければならない。

(1)子どもの保育にあたっては、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行い、いやしくも子どもに不安や不信の気持ちを起こさせないこと。

(2)

(禁止事項)

第22条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)子どもに対しての体罰や性的、精神的な虐待等を行うこと。

(2)

第8章 表彰及び制裁

(制裁)

第43条 職員が第22条及び次の各号の一に該当するときは、制裁する。

1 (2) 子どもの自尊心に配慮している。

-1-(2)- 基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。

【判断基準】

- a) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されており、具体的事例を含め職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されておらず、具体的な方針を含め職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第三章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

保育士等は、一人ひとりの子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に取り扱うとともに、特に、次の事項に配慮して保育しなければならない。

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人ひとりの子どもの気持ちを受け止め、援助すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『生活習慣』

生活習慣 主に服の着脱や排泄等に関すること。(個人差への配慮の重要性)

2. 『自尊心への配慮』

服の着脱(時間の長短、上手下手、器用さ)、トイレでの排泄、おもらし等について、汚したこと、失敗、うまくできないこと等、子どもの人格を大切に言葉遣い、態度に配慮すること。

子どもの自主、自発性につなげていくような援助について。

個人差への配慮も。(月案、週案、日案、保育日誌等)

自尊心の認識

- ・どんなに小さな存在であっても、一人の人間としての対等な存在ということを認識すること。
- ・どんなに小さな存在であっても自尊心があることを認識して子どもと向き合うことの大切さ。

子どもの心を傷つける言動

(例)「おしっこちびった、おしっこもらしー」と他の子どもの前ではやす。

まったく「はおしっこもらしてばかりで、嫌だなあ。」

「は毎日うんちもらしてー嫌だなあーおうちでちゃんとしてきなさい。」

3. 『職員の共通認識』

・『子どもの心を傷つける言動』をしないための保育所としての方針、考え方について職員個々が十分理解、認識していることが必要です。

検証方法等

保育所としての『子どもの心を傷つける言動とは何かについての方針が明文化されているかを確認します。全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の記録(会議録)を確認します。

1 - (3) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。

-1-(3)- **プライバシーの保護が適切に行われる体制ができています。**

【判断基準】

- a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルの整備が十分ではない。

保育所保育指針

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報』

・「個人情報」… 生存する個人に関する情報（氏名、性別、生年月日はもちろん、事実関係、判断されたもの、評価されたもの、写真、映像、音声も含まれます。）

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。

保育所が利用時等に取得した、あるいは提供された、子ども・保護者等の心身の状況、その置かれている環境、医療等の利用状況。

実習生やボランティアの情報も含まれます。

2. 『マニュアル』～作成の留意点～

プライバシーポリシーの策定

個人情報の取り扱いについての個々の保育所としての基本的姿勢を示す考え方や方針で、保育所が策定し、外部に公表するもの。

現状の把握～整理

保育所内のどこにどのような種類の個人情報があり、どのように保管されているかを把握すること。

組織体制の構築と規則の整備

把握された個人情報についての適正な取り扱い、漏洩しないようなシステム（組織体制、責任体制、保管場所、保管方法）を構築する。具体的な項目の策定

職員の研修、意識向上

プライバシーポリシーの徹底、規程や規則等の周知徹底、保育所内における職員が個人情報の適切な取り扱いについて実践できるような研修システムの構築。

点検等

プライバシーポリシーの周知徹底や、規程や規則等が守られているかを、点検するようなシステム構築。

3. 『職員の共通認識』

保育所におけるプライバシーの保護に関して職員は十分理解、認識していることが必要となります。

検証方法等

プライバシー保護等に関するマニュアルの有無を確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか（園内研修、職員会議、その他の会議等々）の「記録」（会議録）を確認します。

1 (4) 苦情解決ができる体制が適切である。

-1-(4)- 保護者からの苦情解決についての運用体制ができています。

【判断基準】

- a) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 苦情解決の運用については、マニュアルの整備が十分ではない。

保育所保育指針

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

判断基準の考え方と評価のポイント

苦情解決の体制は、担当者・責任者を置くことは最低基準となります。

1. 『苦情解決の運用』

外部からの第三者委員を委嘱し、保護者に文書(パンフレット、入園のしおり等々)、保育所内の保護者に見やすい場所に掲示され、告知しているか。

第三者委員の連絡先、所属等も詳しく記載されていると良い。

福祉サービス運営適正化委員会(役割、連絡先の案内もあるか。

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 TEL027-255-6999

苦情・要望の出しやすい環境

気軽に意見や要望を出しやすい環境作りができていますか。

まったく要望や苦情が無いというような職員の意識には問題がある。

苦情受付書に書かれないようなレベルの苦情、要望等は多少に関わらず存在している。そのレベルをしっかりと把握すべき。

その他の留意点

・入園時にきちんとすべての説明がなされ、理解されているか。

2. 『職員の共通認識』

苦情解決制度について、職員に周知徹底するための取り組みを行っているか。

どの職員誰でもがこの制度の意義を理解し、利用者等に正確に説明できるように周知徹底されているか。

どの職員でも第三者委員のことが説明できるか。

検証方法等

苦情解決に関するマニュアルの有無を確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

- 2 養護に関わるねらい及び内容

2 - (1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。

-2-(1)- 『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

参考

保育所保育指針

第三章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(一) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい

- 一人ひとりの子どもが、快適に生活できるようにする。
- 一人ひとりの子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- 一人ひとりの子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- 一人ひとりの子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

(イ) 内容

一人ひとりの子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。

家庭との連絡を密にし、囑託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。

清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムが作られていくようにする。

子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

検証方法等

『生命の保持』に関する保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

但し、『保育所保育指針』の『生命の保持』の項を保育所としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

指導計画における『生命の保持』に関する記述内容について確認します。

保育の実施記録等を確認します。

2 (2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。

-2-(2)- 子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 子どもの『情緒の安定』を図ることに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

参考

保育所保育指針

第三章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(一) 養護に関わるねらい及び内容

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- 一人ひとりの子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。
- 一人ひとりの子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- 一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- 一人ひとりの子どもの心身の疲れが癒されるようにする。

(イ) 内容

- 一人ひとりの子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- 一人ひとりの子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。保育士等との信頼関係を基盤に、一人ひとりの子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- 一人ひとりの子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

検証方法等

『情緒の安定』に関する保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

但し、『保育所保育指針』の『情緒の安定』の項を保育所としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

指導計画における『情緒の安定』に関する記述内容について確認します。

保育の実施記録等を確認します。

2 (3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。

-2-(3)- 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第1章 総則

3 保育の原理

(3) 保育の環境

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活できる場となるように配慮すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作り』

採光や環境、温度・湿度等について子どもにとってよりよい環境とはどんなものかを考えます。

心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作り。

壁飾り、インテリア、色彩、子どもの作成した作品の展示の仕方等々。

子どもの「生活の場」としての雰囲気作り。

音（職員の声も含まれる。がなる、怒鳴る等の大きな声を出すこと等、外部からの音への配慮。）

2. 『職員の共通認識』

個々の発達段階に応じた子どものよりよい環境とはどんなものかを考えます。

【例】クーラーをかけて涼しく過ごしやすいするのは、子どもにとってどうなのか。

各職員がそれぞれの考えで取り組むのではなく子どもにとってよりよい環境を考えます。

職員の共通認識が図られた上で、その内容が保育室の環境づくりにいかに生かされているか。

ハードではなく取り組みや工夫についての視点。

保育室の環境についての課題を保育士が常に認識し、気配りを行い、その都度改善しているか。

職員の共通認識が図られた上で、その内容が保育室の環境づくりにいかに生かされているか。

検証方法等

ハード（建物の構造や立地条件等）の部分を判断するのではなく、あくまでも保育所としての快適性に対する取り組みについて判断します。

古い施設、設備、立地条件が悪いことが評価結果に影響を及ぼすことはありません。

新しい施設、設備であっても取り組み、工夫が不十分であるならば要改善となります。

保育所としての保育室等のあり方に関する方針が明文化されているかを確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか（園内研修、職員会議、その他の会議等々）の「記録」（会議録）を確認します。

- 2 - (4) 食事の援助が適切である。

-2-(4)- 職員間の連携を図り、給食内容の向上などに努めている。

【判断基準】

- a) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されており、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されているが、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 給食担当者と保育士の共通認識』

給食に関しての子どもの情報を共有するための園内での職員間の密接な連携が図られているか。

また、その結果に応じて給食内容が改善されているか。

あくまでも保育所内の食事のあり方や子どもの食事状況、その他食事に関する共通認識が図られているのかが問われます。

特別な委員会、会議の開催ではなくても定期的な職員会議の中で議題として話し合われていれば可となります。

検証方法等

保育所としての心身の発達と給食に関する方針が明文化されているかを確認します。

担当職員間でどのように共通認識を図っているかの「記録」(会議録)を確認します。

-2-(4)- 子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第一章 総則

3 保育の原理

(2) 保育の方法

ア 一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

第三章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項

イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方』

食事についての一人ひとりの状況を把握し、その子に関係する保育士は情報を共有化し、その子に合った食事の援助を行っているか。

子どもの負担にならないような食事のあり方

・子どもが嫌がることや、無理に食べさせることはしていないか。

・ひとり一人の食事の状況(量や嗜好)を把握し、それに基づいての援助を行っているか。

除去食や代替食

除去だけではなく、他の子どもたちと見た目等が同じようなものを食べられるような工夫。

家庭と連携して

・偏食について保護者等と情報交換を密にして、子どもに対しての援助がされているか。

・子どもの偏食を無理なく直すために、どのように取り組むか。

専門医と連携

・専門医の指示について、保護者と共通認識を図るにはどうするか。

保護者の認識不足や勝手な判断ではなく、専門医の指示についての共通認識を図ること。

2. 『職員の共通認識』

・『子ども一人ひとりの状況に配慮した食事』に関しての保育所としての方針、考え方について職員個々が十分理解、認識していることが必要です。

検証方法等

保育の実施記録等を確認します。

保育所としての子ども一人ひとりの状況に応じた給食に関する方針が明文化されているかを確認します。全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

2 (5) 排泄の援助が適切である。

-2-(5)- 子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第一章 総則

3 保育の原理

(2) 保育の方法

ア 一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

第三章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項

イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

『子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助』

排泄行為についての援助が必要な子ども一人ひとりの状況を把握しているか。

快適な排泄の環境...子どもがゆったりとした気持ちで自分から便器に座ったり排泄したりできるような援助のあり方。

優しく声をかけるとともに一人ひとりの排泄の間隔や発達過程等に応じて対応していきます。

トイレの快適性

既存の施設設備における快適なトイレのあり方。

・トイレでの排泄に抵抗感が無くなるような環境作りへの取り組みの検証。

怖さや不快感を取り除く 楽しく明るい飾り付け、明るく楽しい雰囲気づくりへの取り組み。

施設が新しい古いに関係なく 快適な環境や雰囲気の取り組みがいかに行われているか。

床や壁の清潔さ、換気、気温、湿度、採光への配慮。

照明器具の適切さ。等々。

検証方法等

保育の実施記録等を確認します。

保育所としての排泄援助に関する方針が明文化されているかを確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々) の「記録」(会議録)を確認します。

トイレの環境・快適性の検証も行います。

- 2 - (6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。

-2-(6)- 子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。

【判断基準】

- a) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第1章 総則

3 保育の原理

(3) 保育の環境

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

第三章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項

イ 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

『落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくり』

午睡時に保育室の床は清潔に清掃され、簡易の畳やマット等を敷き、床からの堅さを和らげているか。

寝具は清潔に保管され、日干しは定期的にされているか。

落ち着いた雰囲気の中で午睡ができるような環境作りについての課題を職員が共有化し改善しているか。

ハードではなく、取り組みや工夫についての視点。

一人ひとりの状況に応じた午睡』

眠くない子どもへの配慮はどうしているか。無理なく眠れるような援助は。

早く目覚める子どもへの対応。午睡を嫌がる子への対応。

午睡についての一人ひとりの状況を把握し、その子に関係する保育士は情報を共有化し、その子に合った午睡の援助を行っているか。

検証方法等

保育所としての睡眠に関する方針が明文化されているかを確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々) の「記録」(会議録)を確認します。

保育の実施記録等を確認します。

睡眠時の環境の検証も行います。

インテリア、音等、午睡のための快適な環境作りについての取り組みも確認します。

- 3 教育に関わるねらい及び内容

3 (1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

-3-(1)- 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。

【判断基準】

- a) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

参考

保育所保育指針

第三章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(二) 教育に関わるねらい及び内容

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

(ア) ねらい

明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。

自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。

健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

保育士等や友達と触れ合い、安定感を持って生活する。

いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。

進んで戸外で遊ぶ。

様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。

健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事をする。

身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。

保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。

自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。

危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

検証方法等

『健康』に関する保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

但し、『保育所保育指針』の『健康』の項を保育所としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

指導計画における『健康』に関する記述内容について確認します。

保育の実施記録等を確認します。

3 (2) 『人間関係』に関する援助が適切である。

-3-(2)- 『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

参考

保育所保育指針

第三章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(二) 教育に関わるねらい及び内容

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア) ねらい

保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。

身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。

社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容

安心できる保育士等との関係の下で、身近な大人や友達に関心を持ち、模倣して遊んだり、親しみを持って自ら関わろうとする。

保育士等や友達との安定した関係の中で、共に過ごすことの喜びを味わう。

自分で考え、自分で行動する。

自分でできることは自分でする。

友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。

自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。

友達の良さに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。

友達と一緒に活動する中で、共通の目的を見だし、協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。

良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。

身近な友達との関わりを深めるとともに、異年齢の友達など、様々な友達と関わり、思いやりや親しみを持つ。

友達と楽しく生活する中で決まりの大切さに気付き、守ろうとする。

共同の遊具や用具を大切に、みんなで使う。

高齢者を始め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ。

外国人など、自分とは異なる文化を持った人に親しみを持つ。

検証方法等

『人間関係』に関する保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

但し、『保育所保育指針』の『人間関係』の項を保育所としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

指導計画における『人間関係』に関する記述内容について確認します。

保育の実施記録等を確認します。

3 (3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。

-3-(3)- 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

参考

保育所保育指針

第三章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(二) 教育に関わるねらい及び内容

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

(ア) ねらい

身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。

身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。

身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

(イ) 内容

安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。

好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。

自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。

生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。

季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。

自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。

身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。

身近な物を大切にする。

身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。

日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。

日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。

近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。

検証方法等

『環境』に関する保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

但し、『保育所保育指針』の『環境』の項を保育所としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の『記録』(会議録)を確認します。

指導計画における『環境』に関する記述内容について確認します。

保育の実施記録等を確認します。

3 (4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

-3-(4)- 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

参考

保育所保育指針

第三章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(二) 教育に関わるねらい及び内容

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア) ねらい

自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。

人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。

日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。

(イ) 内容

保育士等の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。

保育士等と一緒にごっこ遊びなどをする中で、言葉のやり取りを楽しむ。

保育士等や友達の話や言葉に興味や関心を持ち、親しみを持って聞いたり、話したりする。

したこと、見たこと、聞いたこと、味わったこと、感じたこと、考えたことを自分なりに言葉で表現する。

したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。

人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。

生活の中で必要な言葉が分かり、使う。

親しみを持って日常のあいさつをする。

生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。

絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。

日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

検証方法等

『言葉』に関する保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

但し、『保育所保育指針』の『言葉』の項を保育所としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

指導計画における『言葉』に関する記述内容について確認します。

保育の実施記録等を確認します。

3 (5) 『表現』に関する援助が適切である。

-3-(5)- 『表現』に関する援助が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。
- b) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。
- c) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。

参考

保育所保育指針

第三章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(二) 教育に関わるねらい及び内容

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(ア) ねらい

いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ。

感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。

生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

(イ) 内容

水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。

保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。生活の中で様々な音、色、形、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。

生活の中で様々な出来事に触れ、イメージを豊かにする。

様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。

感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。

いろいろな素材や用具に親しみ、工夫して遊ぶ。

音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。

かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。

自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりする楽しさを味わう。

検証方法等

『表現』に関する保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

但し、『保育所保育指針』の『表現』の項を保育所としての援助方針(考え方)として全職員の共通認識を図る基本的な方針としてもよい。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

指導計画における『表現』に関する内容について確認します。

保育の実施記録等を確認します。

- 4 保育の実施上の配慮事項

4 - (1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。

-4-(1)- 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第3章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人ひとりの子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子ども健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子ども入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

『子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容』

子ども一人ひとりの気持ちや子どもの置かれている状況を受容するような指針。

専門的ケースワークとしての「受容」、「共感」の訓練。

子どもの価値観、生活状況、生活環境を把握し、的確に判断することについて。

あくまでも子どもの世界を尊重することを第一としながらも、大人(援助を行う立場)の価値観との整合性を図りながら援助することについて。

検証方法等

保育の実施記録等を確認します。

子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所としての方針が明文化されているかを確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

-4-(1)- 子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第3章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

- イ 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。

判断基準の考え方と評価のポイント『子どもの主体性を育てるための』

- ・子どもが自分の意志で考察し、判断し、決定して実行できるような人間性の育みを援助していくこと。
- ・子どもの主体性を育てるための保育所としての理念、方針、基本的な考え方。
- ・見守りの援助の方法。
- ・主体性を育むような場の設定。
- ・ルールや決まり事を子どもへ押しつけるのではなく、あくまでも子ども自らが自主的に取り組む姿勢や態度を醸成することの重要性を職員が認識すること。

子どもが主体的に身近な自然や動植物に関わることも

- 散歩、園外保育を頻繁に行い、昆虫や動物とのふれ合いの中からの命の大切さを知ることや、植物の葉、実拾い、身近な山や川等での散策等の中からの様々な体験。
- 保育室内に子ども達の採った昆虫、植物類があり、いつでも触れあうことができるようになっているか。
- 所(園)内にうさぎ、犬等の動物が飼われている場合、子どもがどの程度関わって世話などを行っているか。
- 子どもが生き物との触れあいや面倒をみるような場面設定がどの程度できるようになっているか。

検証方法等

保育の実施記録等を確認します。

保育所としての主体性を育てるための方針が明文化されているかを確認します。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認します。

4 - (2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。

-4-(2)- **子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。**

【判断基準】

- a) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- c) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第3章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

- イ 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『子どもの社会性を育てる』

- ・子どもが日々の生活におけるルールを理解し、それを押しつけではなく、子どもが自ら守ろうとするような態度を育成すること。
- ・ルールや決まり事を子どもへ押しつけるのではなく、あくまでも子ども自らが自主的に取り組む姿勢や態度を醸成することの重要性を職員が認識すること。
- ・保育所内でやってはいけないこととやってもよいことについて認識する。

協調性を養うことやルールを身につけさせる

例) 保育所内 給食の用意、後片づけ、おもちゃや絵本の片づけ、清掃 等々

保育所外 路線バスに乗る、電車に乗る、道(道路、歩道、横断歩道)を歩く、順番を待つこと 等々

子どもが互いに尊重し合う心

- ・子ども同士がお互いの気持ち等を尊重し合いえるような心、思いやり。
- ・日常の保育の中から子どもの関係作りに配慮する。(保育日誌等)

他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような具体的な援助』

- ・子ども同士の「共感」「受容」という態度を芽生えさせるような具体的な言葉かけ、援助。
- ・子ども同士がお互いの状況を尊重しあえるような心、思いやることのできるような立場を芽生えさせるような援助。

身近な社会における様々な人々と係わることの意味

隣近所に住んでいる人々との触れあい。

障害を持った人や高齢者、様々な職業の方とのふれあい。

年齢や色々な価値観、生活状況、生活環境があることを触れあいの中から感じる事。

様々な人たちによって地域社会は形つくりされていることを感じる事。

散歩時や特別な行事等において、様々な人とのふれあう機会。

検証方法等

保育の実施記録等を確認。

社会性を育てるための援助のあり方についての保育所としての方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

職員へのヒアリングも実施。

施設内観察。

4 (3) 性差への配慮をしている。

-4-(3)- 性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもに対して性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第3章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

男女のそれぞれの体や機能の違いを否定するものではない。あくまでも、歴史の中から形成された男女の不平等(男尊女卑等や家父長制度等)を課題とするものであるということが基本である。

男女は皆平等であり、性により職業や社会的な役割等が限定されるものではないということを確認すること。

1. 『性差』

固定観念 性別と社会における役割や職業を結びつけようとする意識である性別役割分業意識。

男は外で働き、女は家を守。

女性は化粧をし、男性はしない。

男はズボン、女はスカート。

色(例 男は黒、青、女は赤、ピンク等)、言葉(男の子のくせに、女の子はこうなくては等々)、服装、児童の名簿等々。

2. 『方針』

・ジェンダーの認識を高めるような内容。

・性差での差別感についての様々な事例も含まれるとよい。

・どのようなことが性差での差別になるのか。

検証方法等

性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所としての方針が明文化されているかを確認する。全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

保育の実施記録等を確認します。

4 (4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。

-4-(4)- 国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第3章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(1) 保育に関わる全般的な配慮事項

オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮すること。

『国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について』

国籍や文化による生活習慣の違い……様々な価値観があるということを認識すること。

様々な価値観の違いを認識し、理解することの大切さ。

認識し、理解した上でどの様な援助が可能なのかを考えること。

但し、どのようにその子どもや保護者に保育所としての理念や方針を理解してもらい、集団生活に馴染んで、共に尊重し合いながら生活ができることが大切である。

検証方法等

国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方についての保育所としての方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

保育の実施記録等を確認します。

4 (5) 乳児保育の実施が適切である。

-4-(5)- 乳児保育のための環境が整備されている。

【判断基準】

- a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。

参考

保育所保育指針

第3章 保育の内容

2 保育の実施上の配慮事項

(2) 乳児保育に関わる配慮事項

- ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- イ 一人ひとりの子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。
- ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や囑託医との連携を図り、第5章(健康及び安全)に示された事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
- エ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への援助に努めていくこと。
- オ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

『安全と衛生への配慮についてのマニュアル』

乳児室での安全と衛生に関することについて、特別に決められているか。

検証方法等

マニュアルの確認。

家庭調査票等の状況把握様式(アセスメントシート)の有無の確認。

個別援助計画の有無を確認。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

保育の実施記録等を確認します。

-4-(5)- 乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。

【判断基準】

- a) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化され、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『家庭調査票等』

各保育所において乳児一人ひとりについての情報把握を行うための保育所で独自に定める様式。

(アレルギーの状況、病歴等々)

・アセスメントシート

2. 『個別援助計画』

把握された内容についての具体的な援助計画が乳児一人ひとりについて作成されているか。

検証方法等

家庭調査票等の状況把握様式(アセスメントシート)の有無の確認。

個別援助計画の有無を確認。

個別援助計画を策定するための保育所の方針を確認。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

保育の実施記録等を確認します。

- 5 障害のある子どもの保育

5 (1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。

-5-(1)- 障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。

【判断基準】

- a) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

ウ 障害のある子どもの保育

(ア) 障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した援助のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。

(ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。

(エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 個別援助計画を策定するための保育所の方針

保育所として独自の子どもの家庭調査票等の状況把握様式(アセスメントシート)があり、どのように適切な情報を得て、課題やニーズについての把握をするか。

子ども一人ひとりの課題、ニーズの明示。

状況把握様式(アセスメントシート)によって把握した情報から、子どもの状況、課題、ニーズについての援助の目標を立てること。

そして、それに従った適切な援助方法の計画を立てること。 等々

検証方法等

家庭調査票等の状況把握様式(アセスメントシート)の有無の確認。

個別援助計画の有無を確認。

個別援助計画を策定するための保育所の方針を確認。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

職員へのヒアリング。

保育の実施記録等を確認します。

保育の計画及び評価

IV-1 保育課程・指導計画の管理体制

1 (1) 保育課程・指導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。

-1-(1)- **保育課程・指導計画の作成、実施において責任者が定められている。**

【判断基準】

- a) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置き、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられている。
- b) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いているが、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられていない。
- c) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いていない。

参考

保育所保育指針

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

イ 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者を置き』

問題点や課題を責任者は認識し、保育課程・指導計画を総合的に管理し、計画に従って保育が効果的に実施されているか。

担当者 通常は主任保育士。

2. 実施状況を総合的に管理する責任者を置き、』

所長(園長)。

3. 指導助言の場が定期的かつ必要におうじて』

所(園)長及び主任保育士のスーパーバイズがなされているか。

・スーパーバイザーが定められているか。

・スーパーバイザーからの適切な指示がなされているか。

検証方法等

指導計画等確認。

ケース検討会議(職員会議、クラス会議等)等の議事録で確認。

-1-(1)- 保育課程・指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。**【判断基準】**

- a) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されており、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されているが、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント**1. 責任者に報告されるとともに』**

把握された子どもの状況についての情報が、組織的に責任者に伝わるような仕組みができているか。

・責任者 :この場合の責任者は所長(園長)主任保育士のどちらでもよい。

・あくまでも、責任者への報告が行われ、責任者が状況把握する体制ができているかが問われる。

2. 会議等で職員間の共有化が図られるような体制が整備されている。』

把握された子どもの情報が、個々の保育士の主観で判断されるのではなく会議等で共通認識が図られ、スーパーバイザーとともに客観的に作成、見直しができるような体制ができているか。

検証方法等

ケース検討会議(職員会議、クラス会議等)等の議事録で確認。

職員ヒアリング等で確認。

IV-2 保育課程・指導計画の策定

2 (1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。

-2-(1)- 子どもの情報(事実)を把握している。

【判断基準】

- a) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所として家庭調査票等の様式が整備されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

『子どもの身体状況や生活状況等の情報を適切に把握するための保育所としての家庭調査票等』

一人ひとりの子どもに視点を当てた援助につなげていくための保育所としての子どもや家庭の状況を把握するための家庭調査票等の様式が整備されているかがポイント。

子どもや家庭の状況を理解し、必要な援助を考察したり、将来の状況を予測することにつながります。

子どもや家庭の問題を把握することにより、援助に先立って行われるニーズ調査の手続きといえます。

・あくまでも子どもと家庭の正確な情報を把握することの重要性。

参考 例) PDCAサイクル

計画(Plan)し、実行(Do)し、その結果を検証・評価(Check)した上で、改善(Action)し、さらなる次の計画を立てていく。

この4つの段階を順番に行っていき一周したら、最後の Act を次の PDCA サイクルにつなげます。グルグルと螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させていくことにより、継続的な業務の改善を行うことが可能になります。

検証方法等

保育所の家庭調査票等の様式を確認。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

職員へのヒアリング。

-2-(1)- 子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。

【判断基準】

- a) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄があり、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄はあるが、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄がない。

参考

保育所保育指針

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

(2) 指導計画

(イ) 子ども一人ひとりの発達過程や状況を十分に踏まえること。

判断基準の考え方と評価のポイント

3歳未満児については個別計画の作成が義務となっていますが、ここでは3歳以上児の個別の計画の作成を目標としています。

ただし、個別の計画といっても、3歳未満児の計画のように詳細なものでなくても例えば下記のような簡易なものでも可。

あくまでも、一人ひとりについて「書く」ということにより、個別援助の視点が養われることになる、という意義を確認する。

『3歳以上児の指導計画に個別性に配慮ための欄』

- ・3歳以上児の指導計画(主に月案)の策定の観点や、集団保育の中からいかに子どもの個別性に着目したものになっているかを確認する。
- ・3歳以上児一人ひとりの子どもの状況を客観的かつ的確に認識、把握し、個別の視点で指導計画が策定されているか。
- 一括の集団的な保育ではなく、あくまでも個別性の視点としての保育が保育士一人ひとりの意識として形成されているか。

参考

例) 3歳以上児の個別の指導計画(月)

	氏名	今月(週)の目標	評価	備考
1				
2				
3				

検証方法等

月(週)案の個別に着目した記述欄の有無を確認する。

計画が個別に記述できるような欄の意義について、全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

IV-3 保育の実施

3 (1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。

- 3-(1)- 保育の実施に関わる記録が整備されている。

【判断基準】

- a) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

『保育の実施記録のあり方』

- ・あくまでも保育の実施内容が保育課程、指導計画に基づいて適切に記録されているかが問われることになる。
- ・保育所独自の保育の実施記録の様式が整備されているか。

参考 記録について

社会福祉施設としての保育所(園)における「記録」の意義は大きく、様々な情報を共有するためにも詳細な保育の記録、会議録等を残すことが重要です。

現場は忙しい」と記録の簡素化の方向性が言われていますが、日々、個別の視点に立った専門的な保育を行っているということからすれば、保育の専門家として、当然のごとく記録化が組織的に行われることが求められています。

記録の特性と意義	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に遡って情報を得ることができる。 ・個々の職員の都合に合わせて情報にアプローチできる。 ・会議に欠席しても詳細な議事録があれば、情報を共有化できる。 ・保育の実践証拠となり得る。 ・保育の継続性を確保できる。
記録の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・保育状況の確認としての記録 ・見えない援助に見える援助へ ・個人の知から組織の知へ ・個人に帰属して共有しにくいもの(個人の知)を組織の価値創造に貢献できるもの(組織の知)として他の職員と共有できるものとなる。

できるだけ早く記録する。

- ・正確な記録を書くためには迅速に記録を書くこと。

読みやすく、分かりやすい記録であること。

- ・きれいで分かりやすい文字で記述されること。見出しを付けたり、箇条書きにするなど。

内容によって記録の様式を変えること。

- ・相談者の発言の中で特に重要だと考えられる言葉については、その表現を忠実に記録する。

事実を明確に記録すること

- ・5W 1H(When いつ:時間、Where どこで:場所、Who 誰が:主体、What 何を:客体、Why なぜ:原因、How どのように:状態)の基本的な事柄を押さえる。
- ・態度や表情、声の調子などの非言語的なコミュニケーションも、必要なもののみ記録すること。

検証方法等

保育の実施記録のあり方について保育所としての方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

-3-(1)- 保育所における会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。**【判断基準】**

- a) 保育所における会議の種類（名称）と話し合われる内容等が明文化されており、会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。
- b) 保育所における会議の種類（名称）と話し合われる内容等が明文化されているが、会議内容について職員の共通認識を図る体制の整備が十分ではない。
- c) 保育所における会議の種類（名称）と話し合われる内容等が明文化されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント**『会議の種類(名称)』**

例 職員会議

・クラス会議

・各種委員会等

給食会議

ケース検討会議 等々

検証方法等

会議の種類と位置づけ、協議する内容等が明記されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

3 (2) 保育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。

- 3 - (2) - **保育の実施にあたり、各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)は検証・見直しがされている。**

【判断基準】

- a) 各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されており、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されているが、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

各種マニュアルや保育所の各種方針が作成され、そのまま置かれているのではなくそれが必要性や保育の実態に応じて見直しがされているかがポイントとなる。

1. 各種マニュアル類(明文化された方針等含む)について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化』

保育所で作成した各種マニュアルや各種保育所の方針についての検証、見直しの方法について、明文化されたものがあるか。

各種マニュアル類や保育所の方針は作成したらそのままではなく内容に問題や不備が生じた場合には見直し作業を行っているか。

2. 職員の共通認識を図る場が設けられている。』

各種マニュアル類や各種保育所の方針の見直しを行った部分については、その都度職員の共有化を図っているか。

検証方法等

検証、見直しの具体的な方法が明文化されたもので検証。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

IV-4 保育課程 指導計画の評価 変更

4 - (1) 保育の内容を評価し、その結果により、保育課程・指導計画を見直している。

-4-(1)- 指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。

【判断基準】

- a) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されており、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されているが、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されていない。

PDCAサイクルに基づいて、指導計画は評価され見直しを行う必要がある。

判断基準の考え方と評価のポイント

『具体的な評価方法』

・日々の保育の中からの課題や問題点を的確に把握し、常に指導計画の見直しが行われているか。

・見直しを行う場合のシステムはどうなっているか。

(保育課程)原則としては1年に1回か。(全職員の参加)

(月案)それぞれの指導計画の評価をスーパーバイザー(園長、主任等々)と毎月行い、見直しする。

(週案)それぞれの指導計画の評価をスーパーバイザー(園長、主任等々)と毎週行い、見直しする。

・スーパーバイザー(園長、主任保育士等)が定められているか。

担当だけでなくスーパーバイザー(園長、主任保育士等)の意見を交えての体制ができているか。

・見直しがなされた場合にはその内容が次の指導計画の作成にどのような形で反映されているか。

指導計画を評価し、その結果、内容を反映させるルールについて、明文化されているものがあるか。

検証方法等

評価を行った会議等の議事録、記録等で判断。

実際の指導計画により評価・見直しの状況について確認。

ケース会議等の議事録。

職員ヒアリング。

IV- 5 保育の内容等の自己評価

5 (1) 保育の内容等の自己評価が適切に行われている。

-5-(1)- 保育所における自己評価の体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されており、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されているが、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第4章 保育の計画及び評価

2 保育の内容等の自己評価

(1) 保育士等の自己評価

ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮すること。

(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

判断基準の考え方と評価のポイント

『保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針』

・保育所における自己票かガイドライン』厚生労働省作成(平成21年3月)版参照

検証方法等

自己評価の保育所としての方法が明文化されたもので検証。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

健康及び安全

- 1 健康管理

1 (1) 健康管理が適切に行われている。

-1-(1)- 子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第5章 健康及び安全

1 子どもの健康援助

(2) 健康増進

ア 子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが
ら、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

判断基準の考え方と評価のポイント

『子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針』

- ・『保健計画』はどのような考え方に基づいてどのように作成するのか等が明確化、明文化されているか。

検証方法等

保育所としての『保健計画』作成のための方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

-1-(1)- アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第5章 健康及び安全

3 食育の推進

- (4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人ひとりの子どもの心身の状態等に応じ、囑託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

判断基準の考え方と評価のポイント

『アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針』

・保護者と連携して対応する体制

・専門医と連携して対応する体制

・専門医の指導内容について、保護者との情報の共有化を図ることができるか。

情報の共有化が出来た上に、子どもへの援助がどのようにできているか。 体制

対応の仕方について職員の共通認識を図る』

・専門医の指導内容について、保護者との情報の共有化を図り、その内容について、対応の間違いがないように職員の共通認識が図られているか。

検証方法等

保育所としてのアレルギーを持つ子どもに対する援助の方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

1 - (2) 与薬の体制が適切である。

-1-(2)- 与薬が適切に行われるような体制になっている。

【判断基準】

- a) 与薬についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 与薬についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 与薬についてのマニュアルの整備は十分ではない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『与薬』

・保育所における職員の与薬については、法律上では禁止事項となる。

・但し、市町村によっては、医師会との話し合い等で独自の対応をしているところもあり、一律には評価出来ない項目となっている。

2. 『マニュアル』

・与える薬のシステムはどうなっているか。

・マニュアルを整備し、子ども一人ひとりに確実に実施する体制は。

・事故が起きないような体制がどのように構築されているかが問われる。

検証方法等

与薬のマニュアルの有無を確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

- 2 安全管理

2 (1) 事故防止・防犯のための取り組みを行っている。

-2-(1)- **事故防止・防犯のための体制が適切である。**

【判断基準】

- a) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育中に発生した事故(事件)の事例、事故(事件)につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されていない。

参考

保育所保育指針

第5章 健康及び安全

2 環境及び衛生管理並びに安全管理

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『事故(事件)の事例や、事故(事件)につながりそうになった事例の分析』

保育中に発生した事故(事件)ならびに事故(事件)につながりそうになった事例(ヒヤリハット)についての状況を分析し、事故(事件)が起らないような方策を考えなくてはならない。

・マスコミ等でとりあげられた子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例についても、的確に把握する。

2. 『事故防止・防犯のための体制』

保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例(ヒヤリハット)は、必ず責任者に報告される体制が構築されているか。報告の方法、報告の様式等々

分析された内容について、会議等で職員の共通認識を図り、事故防止のための体制があるか。

職員で組織された委員会等を設置することもよい。

検証方法等

事故防止のための規程や、マニュアル、ルール等明文化されたものがあれば確認。

職員ヒアリング。

委員会等の設置規程があれば確認。

2 - (2) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。

-2-(2)- **事故(けが、急病等)や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。**

【判断基準】

- a) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備

事故や災害に対して、職員がどのような対応をしていかが明文化されたマニュアル。

職員の行動規範。

責任者は保護者からの連絡で初めて内容を認知するというではありません。

責任者は絶えず危険についての問題や課題について認識し、発見に心がけなくてはならない。

2. 職員の共通認識を図るための場が設けられている。

マニュアルがあればよいというのではなく職員が理解して行動できるようになっていることが必要か。

検証方法等

マニュアルで確認。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

- 3 衛生管理・感染症対策

3 - (1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。

-3-(1)- 衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。

【判断基準】

- a) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルの整備は十分ではない。

参考

保育所保育指針

第5章 健康及び安全

2 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 環境及び衛生管理

- ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。
- イ 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。

判断基準の考え方と評価のポイント

衛生管理マニュアル : 保育室、多目的スペース等の衛生管理

調理場・水回りの衛生管理マニュアル

検証方法等

マニュアルで確認。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々) の「記録」(会議録)を確認する。

-3-(1)- 感染症・食中毒等への対応は適切である。**【判断基準】**

- a) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルの整備は十分ではない。

参考**保育所保育指針****第5章 健康及び安全****1 子どもの健康援助****(3) 疾病等への対応**

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて囑託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

判断基準の考え方と評価のポイント

感染症への対応マニュアル：インフルエンザ、嘔吐下痢症、おたふく麻疹、水疱瘡等について、子どもが発症したらその情報を早急に周知徹底しているか。

職員の行動規範について。

検証方法等

マニュアルで確認。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

- 4 食育

4 - (1) 食育が適切に行われている。

-4-(1)- 食育に関する計画が適切である。

【判断基準】

- a) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第5章 健康及び安全

3 食育の推進

保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意して実施しなければならない。

- (1) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。
- (2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。
- (3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。
- (4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人ひとりの子どもの心身の状態等に応じ、囑託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

検証方法等

「食育の計画」を作成・実施するための保育所としての方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

-4-(1)- 食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。

【判断基準】

- a) 給食を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 給食を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 給食を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『楽しくおいしく食べること』

子どもが楽しく、おいしく食べることはどういうことか。

椅子、テーブル、テーブルクロス、インテリア、時間、場所等々。

2. 『職員の共通認識を図る場が設けられ』

楽しくおいしい食事についての取り組みについて共通認識を図っているか。

3. 『様々な食事のスタイル』

・戸外での食事、テラス等での食事、お弁当等々

検証方法等

保育所としての方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか (園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

施設内観察。

実際に食べている場面を検証する。

保護者に対する援助

- 1 保護者との連携

1 (1) 保護者との協力関係が適切に図られている。

-1-(1)- 保護者への情報提供・協力関係が適切である。

【判断基準】

- a) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第6章 保護者に対する援助

1 保育所における保護者に対する援助の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
- (4) 一人ひとりの保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に援助すること。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人ひとりの自己決定を尊重すること。
- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
- (7) 地域の子育て援助に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て援助に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する援助

- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する援助は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を援助するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。
- (4) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の援助を行うよう努めること。
- (5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の援助を行うよう努めること。
- (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

判断基準の考え方と評価のポイント

『保護者への情報提供と協力関係を円滑にする』

保護者と保育園が相互に協力して子育てすること

保育コミュニケーションを大切にし、共通理解を図る。

保護者は子どもを預けるだけでよいということではなく、保護者も保育所の保育に関心を持ち、保育に参加し共通認識を持つこと。

受け身的な保護者ではなく保育所の運営、行事等にも積極的に関わるような保護者のあり方。

サービス提供者と利用者という関係ではなく共働して子育てをしていくことの意義。

保護者が保育所と協働して行事や各種委員会等の中で活動する場や、保護者同士が交流し、情報交換をするような場を設定するような取り組み。

行事等の共同企画 運営や保護者の自主的な活動 交流を援助する体制

保護者の意向の把握と尊重する姿勢

説教的な姿勢ではなく、保護者の状況を客観的に判断することの中から、十分意見要望を聞き、調整を図りながら意向を尊重していく。但し、保護者からの無理難題や一方的な要望、意見を聞くということではなく、必要に応じて専門的な立場としての姿勢を示し、相互の共通理解を図るための取り組みを行う。

保護者アンケートの実施

情報提供

日々の子どもの状況を適切に保護者に伝えているか。

紙ベース(保育所便り等の機関誌)、デジタルベース(インターネット、メール等)により、適切に情報提供がなされているか。

送迎時に保護者とのコミュニケーションがよくとれているか。

保護者は子どもを預ける、迎えに来るだけで、保育所に関わらないような姿勢がある場合にいかにコミュニケーションがとれるか。

給食やおやつので現物を迎えに来た保護者に盛りつけて展示して見せているか。

子どもの食事状況を保護者に知らせているか。

食べた量、好き嫌い、食べているときの状況 等々を、連絡帳等、必ず明文化されたもので伝えているか。

検証方法等

保育所としての方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

子どもの1日の状況を詳しく知りたいという保護者の願望について保育所としてどのように答えることができるか。その取り組みを検証。

家族アンケートの実施の有無。

行事等の実施後の保護者からの意見等を聞くことをしているか。記録等を確認。

保護者が参画した委員会等があるか。

- 2 子育て支援 (相談対応)

2 (1) 入所児童の保護者の育児支援を行っている。

-2-(1)- 保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。

【判断基準】

- a) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。

参考

保育所保育指針

第6章 保護者に対する支援

1 保育所における保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
- (4) 一人ひとりの保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人ひとりの自己決定を尊重すること。
- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。
- (7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。
- (3) 保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。
- (4) 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
- (5) 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。
- (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 『マニュアル』

保護者等からの様々な相談について、保育所という組織の中で個々の職員がどう対応していくか、また、組織全体としての対応はどうするのかといった相談全般についての規則的な内容であることが望ましい。相談は、相談者が 相談をする状況に至った経緯 相談する動機 何について悩み、苦しんでいる問題

は何であるのかといった主訴を明確にする必要がある。

また、記録することについての意義やその方法についても明示されているとよい。

保育所としての相談対応についての考え方、姿勢。

保護者からの相談に対応する場合の共通認識、指針、マニュアル。

保護者からの相談を専門機関、専門職として受けることの重要性、必要性についての職員の共通認識を図るための指針。

相談を受けるときの態度、言葉遣い、対応技法、相談内容によつての対応方法

相談しやすい雰囲気づくりへの配慮。

いつでも誰でも保護者からの相談に積極的に応じられているか。

職員は多忙であつて相談に応じられない場合の、相談窓口として担当者を決められていて、保護者に周知されているか。

積極的に対応する状況づくりについての職員の共通認識が図られているか。

保護者等からの相談対応についての意義

連帯感・信頼関係を築く 家族援助の視点

相談対応体制・対応方法

相談方法・内容・電話相談、面接相談、送迎時の相談、懇談会等における相談 等々
体制を明確化する 担当者、責任者

流れ～相談内容については、以下の手順等を明確化する。

記録・・・相談を受けた職員は記録票により記録。

報告・・・相談担当者(主任保育士等)に報告。

協議・・・担当者は責任者(所(園)長)と内容について、協議。

報告・・・対応方法が決定したら、相談した保護者等に文書及び口頭で報告する。

事後援助・・・相談した保護者等に事後の援助、情報交換を行う 記録

その他・・・内容によっては、全体の職員に周知することも想定。

掲示方法について、お知らせの方法について。

受付体制について。

入所(園)時の説明 相談しやすい体制 関連機関との連携 検討

相談対応の留意点

基本的な技法の共有(傾聴・受容・共感・非審判的態度・統御された情緒関与)

環境 相談を受けるときの環境

保護者の主体性への配慮

プライバシーの保護

記録

記録の意義 留意点

検証方法等

保育所としてのマニュアルを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか(園内研修、職員会議、その他の会議等々)の「記録」(会議録)を確認する。

2 - (2) 地域の子育て支援を行っている。

-2-(2)- 地域の子育て家庭を対象とする子育て援助のための取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) 地域の子育て援助のための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場を設けられている。
- b) 地域の子育て援助のための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場を設けられていない。
- c) 地域の子育て援助のための保育所の方針が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第6章 保護者に対する援助

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）

(イ) 子育て等に関する相談や援助の実施

(ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

イ 一時保育

(2) 市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

(3) 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

判断基準の考え方と評価のポイント

『地域の子育て援助』

園庭開放

子育て相談（電話、来所等々）

保育所は地域の社会資源としていかに地域社会の中で子育ての援助を行えるのか、また、行わなくてはならないのかについての共通認識を図る。

子育てに関する情報提供。

保育所が発行する機関誌等の地域の回覧板等での回覧。

休日等に施設や庭を地域の子育てに開放し、遊びの講座や講演会等の啓発事業の開催。

検証方法等

保育所としての方針が明文化されているかを確認する。

全職員にどのように共通認識を図っているか（園内研修、職員会議、その他の会議等々）の「記録」（会議録）を確認する。

2 - (3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。

-2-(3)- 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者に対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルの整備は十分ではない。

参考

保育所保育指針

第5章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

第6章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

判断基準の考え方と評価のポイント

1. 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアル

子どもに対しての虐待が疑われるような様々な事例を把握すること。保育所としてそのことについてどのように対応していくか。

軽微なものをどう判断するか。

職員レベルでの虐待への認識と理解を促進し、子どもの虐待について常に考察していく。

保護者への対応について、共通認識をはかるための内容。

万が一にも虐待の事実が分かったときには、

すぐに通報するのではなく、マニュアルに従って保護者の話を十分に聞く。

保護者の気持ちを理解しながら、子どもとの関係作りについて共に情報を共有し、解決策を模索していくような対応。

虐待の状況によっては、必要に応じて児童相談所との連携を図りつつ対応を行っていく。

子どもの権利侵害が甚だしい場合には、緊急対応をすることも必要。

的確かつ早期に対応できる体制

子どもの虐待が行われているような気配を察知すること。

疑われる場合には保育所として早期に的確に判断し、子どもへの対応を行えるか。

検証方法等

記録、議事録等で確認。 マニュアルの確認。

職員の資質向上

- 1 施設長の責務

1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

-1-(1)- 施設長の責任が明示され、説明されている。

【判断基準】

- a) 施設長の責任が明文化されており、職員や保護者に対して説明をしている。
- b) 施設長の責任が明文化されているが、職員や保護者に対する説明はしていない。
- c) 施設長の責任が明文化されていない。

参考

保育所保育指針

第7章 職員の資質向上

2 施設長の責務

施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。

- (1) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。
- (2) 第4章（保育の計画及び評価）の2の(1)（保育士等の自己評価）及び(2)（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。
- (3) 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

判断基準の考え方と評価のポイント

管理者は、掲げた理念や基本方針を実現していく責務がある。組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものである。質の高いサービスの提供や効率的な運営は管理者だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼感のもとにリーダーシップをとることが管理者の要件であるといえる。

検証方法等

管理者の責任の所在について明文化されたもので確認。

職員や保護者に対しての説明の有無を確認。

参考 イメージ

職名	職務内容
園長	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会決定事項の執行及び報告 ・園の経営管理 ・保育課程、指導計画の管理・指導 ・保育事務の管理・指導 ・職員の労働管理 ・給食及び給食事務の指導管理 ・施設の維持・管理 ・行政等その他 渉外折衝と連携 ・家庭や保護者会との連携 ・地域に根ざした社会福祉活動の実施

1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

1-1-(2)- 施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。

【判断基準】

- a) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りをしている。
- b) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りはしていない。
- c) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努め』ていない。

判断基準の考え方と評価のポイント

保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており、かつ職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』

所(園)長の専門性の向上

職員の自己評価と保育所の自己評価との連動による保育の改善

研修体制の確立と自己研鑽への援助・助言

所(園)長は組織の理念や基本方針に照らし合わせたサービスの質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取り組みを組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要である。

職員からの業務改善等の提案はどのように行われているか。

(例) 提案書の様式を示して、定期的に集約している。

年数回、個々の職員から意見を直接聴取する機会を設けている。

職員が意欲的に取り組めるような組織作り

職員のやる気を起こさせるような組織作りについての具体的な取り組みを評価。

・マネジメント能力が問われることになる。

検証方法等

所(園)長の専門性を高めるための方策について具体的な取り組みを確認する。

職員からの業務改善の提案について実施記録、その他明文化されたもので確認。

職員からの意見要望をどの様に集約しているか。

職員ヒアリング。

参考

「マネジメント6つのルール」 ジャック・ウエルチ (GE社の最高経営責任者)

1. 自らの運命をコントロールすること。
2. 現実をあるがままに直視すること。
3. 誰に対しても率直であること。
4. 部下を管理するのではなくリードすること。
5. 必要に迫られる前に、変革を実践すること。
6. 競争優位のない分野では、あえて勝負しないこと。

- 2 職員の研修等

2 (1) 職員の研修体制が確立している。

-2-(1)- 職員の資質向上に関する目標を設定している。

【判断基準】

- a) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しており、担当者を中心として職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。
- b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心とした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。
- c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定していない。

参考

保育所保育指針

第7章 職員の資質向上

1 職員の資質向上に関する基本的事項

職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人ひとりの倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。
- (2) 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人ひとりが、保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。
- (3) 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること。

判断基準の考え方と評価のポイント

保育内容の向上のために保育所が定めた目標とその目標達成に向けた計画に、職員の研修計画が対応していなければならないという視点が必要である。

保育所として目的意識を持った研修計画が策定されなければならないということ。

職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢について、保育内容の基本方針や目標を前提とした上で、求められる職員のあり方とは何か。

組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価するので、単なる研修計画表は評価の対象外となる。組織が求める職員の技術や質について、具体的な目標が明記され、整合性が確保された計画が必要となる。

1. 担当者』

保育所が目的意識を持って研修計画を策定するためには、計画全体を把握し目的に沿った計画を推進するための担当者の設置が望まれる。

検証方法等

研修目標について確認。

体制について明文化(規程、組織図等)されたもので確認。

-2-(1)- 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。**【判断基準】**

- a) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が策定されている。
- b) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画は策定されていない。
- c) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられていない。

参考**保育所保育指針****第7章 職員の資質向上****3 職員の研修等**

- (1) 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- (2) 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。

判断基準の考え方と評価のポイント

保育の質を上げていくためには、職員一人ひとりの質が問われることになる。職員一人ひとりの能力を的確に把握するとともに、仕事上の能力について何を伸ばすのか、また、何が足りないのかを職員との話し合いの中から課題を発見し、研修計画を作成していくという視点が重要とされる。

1. 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会』

- (1) 職員自らが自分にとっての研修課題についての的確に把握できる能力を有していること。
- (2) 職員自らがその課題についての解決方法としての具体的な研修計画を考えることができるかという視点。

・上記(1)、(2)について、研修担当者は職員との話し合いや相談の場を設けるという視点。

2. 具体的な研修計画が策定』

職員との話し合い等の中から確認された研修課題について、施設としての具体的な研修計画として作成すること。

年度毎の連続性のない研修の実施や単に外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画を指すものではない。

検証方法等

研修計画について確認。

その他明文化されたもので確認。

体制について明文化(規程、組織図等)されたもので確認。